

■返戻金 関連条文抜粋

(5)有効期間

- 1.本契約の有効期間は、上記契約締結日より1年間とします。
- 2.甲及び乙は、有効期間中でも書面により解約の申出ができるものとします。
その場合、採用に至らなかった人数に対応する採用コンサルティング報酬の半額を甲に返金し、本契約を終了します。
- 3.甲または乙から書面による解約の申出がない場合には、
有効期間満了後1年間自動的に延長されるものとし、その後も解約の申出がない場合は同様とします。

(7)返金

内定確定した候補者（以下、内定者という）が内定辞退または内定者側の諸事情を原因とし、客観的に合理的かつ社会通念上相当性のある理由に基づき内定取消となった場合、乙は当該内定者にかかるスカウト報酬全額を甲に返金し、新たなスカウト業務を行うものとします。

(8)早期離職補償

- 1.内定者の入社日から起算して90日以内に離職（以下、早期離職という）した場合、乙は無償で新たなスカウト業務を行う義務（以下、新候補者紹介義務という）を負うものとします。なお、新候補者紹介義務は1名の採用枠につき2回までとします。
- 2.早期離職者の離職日から起算して1年以内に新候補者が内定確定しない場合、甲及び乙は、乙が早期離職者のスカウト報酬を以下のとおり返金し、乙の新候補者紹介義務を免除することを選択できるものとします。
ただし、補償料金及び特急スカウト成功報酬は本項にかかる返金の対象外とします。
 - ①入社日から起算して30日以内に離職した場合、スカウト報酬の70%を返金します。
 - ②入社日から起算して31日以降60日以内に離職した場合、スカウト報酬の50%を返金します。
 - ③入社日から起算して61日以降90日以内に離職した場合、スカウト報酬の20%を返金します。
- 3.(8)-2については、最終早期離職者（最終入社候補者）を対象に算出します。
- 4.新候補者と早期離職者との変動報酬の差額が10%以上となった場合に限り、当該差額を精算するものとします。